

## 国家公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の2第3項の規定に基づき、交通情報の提供に関する指針を次のように定めたので、告示する。

平成14年4月26日

国家公安委員会委員長 村井 仁

### 交通情報の提供に関する指針

#### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 データの収集
- 第3章 情報の作成
- 第4章 情報の提供
- 第5章 特定交通情報提供事業に関する特則
- 第6章 その他

#### 第1章 総則

##### 1 目的

この指針は、交通情報の提供の在り方が道路における交通の安全と円滑に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、交通情報を提供する事業を行う者（以下「事業者」という。）が当該事業に関し従うべき基準及び配慮すべき事項を定め、事業者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにし、もって事業者の行う交通情報の提供が交通の安全と円滑に資するものとなるようにすることを目的とする。

##### 2 適用範囲

この指針は、渋滞情報、旅行時間情報その他の交通情報を提供する事業に適用する。この場合において、道路交通に関するデータの収集、当該データを基にした交通情報の作成、当該交通情報の利用者への提供等の事業が複数の事業者により分業されている場合には、それぞれの規定の趣旨に応じ適当な規定が分業された各事業に適用されるものとする。

##### 3 定義

本指針における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

ア 交通情報 道路交通法（以下「法」という。）第109条の2第1項に規定する交通情報をいう。

- イ 渋滞情報 道路における交通の混雑の状態を表す交通情報をいう。
- ウ 旅行時間情報 目的地に到達するまでに要する時間を表す交通情報をいう。
- エ 動的交通情報 渋滞情報、旅行時間情報その他時間の経過に伴い変動する事象に関する交通情報をいう。
- オ 静的交通情報 動的交通情報以外の交通情報をいう。
- カ 予測交通情報 動的交通情報のうち、将来の状況を予測して作成したものをいう。

## 第2章 データの収集

### 1 動的交通情報に係るデータの収集

#### (1) 公安委員会及び道路の管理者保有に係るデータの利用

事業者は、広域にわたる動的交通情報を正確かつ効率的に作成することができるよう、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び道路の管理者から、財団法人日本道路交通情報センターを經由して、次に掲げる種類のデータの供与を受けることができる。

ア 主要道路における交通渋滞に関するデータ

イ 主要道路における旅行時間に関するデータ

ウ 主要道路における交通事故、道路工事、路面の状況等及びこれらに伴う臨時に行われる交通の規制（以下「臨時交通規制」という。）に関するデータ

エ 高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）の出入口の閉鎖に関するデータ

#### (2) 事業者によるデータの収集

事業者は、(1)に規定するデータ以外のデータを用いて動的交通情報を作成する場合には、情報の正確性を確保し、その内容を的確に更新することができるよう、十分な測定精度を有する車両感知器その他の機器（以下「データ収集機器」という。）を用いるなどして常に最新の道路交通に関するデータを収集すること。また、データの精度については、公安委員会及び道路の管理者が収集したデータとおおむね同等の精度を確保すること。

#### (3) 測定の位置

事業者は、データ収集機器を道路に設置する場合には、道路の使用及び占用に関する法令その他の法令を遵守するとともに、当該道路における交通の状況が的確に測定できるようにするため、道路の形状、交差点との距離、駐

車車両の多寡等を勘案してその設置位置を選定すること。

(4) プライバシーへの配慮

事業者は、道路交通の状況を撮影したり、特定の自動車の走行経路を記録したりするなどの方法によりデータを収集する場合には、個人のプライバシーを侵害することのないよう必要な措置を講ずること。

(5) 交通事故等の通報

事業者は、データの収集に際し交通事故、路面の損壊その他交通の安全と円滑に影響を及ぼす事案の発生を認知したときは、その概要を速やかに関係行政機関に通報すること。

2 静的交通情報に係るデータの収集

(1) 公安委員会保有に係るデータの利用

事業者は、公安委員会から、都道府県交通安全活動推進センター等を経由して、道路の通行の禁止その他の交通規制（臨時交通規制を除く。）に関するデータの供与を受けることができる。

(2) 事業者によるデータの収集

事業者は、道路地図に関する情報、交通規制（臨時交通規制を除く。）に関する情報その他の静的交通情報に係るデータについても、できる限り最新のものを収集すること。

第3章 情報の作成

1 一般的事項

(1) 異常値の除去等

事業者は、動的交通情報を作成するときは、情報が道路交通の状況を的確に表すものとなるよう、次に掲げる措置を講ずること。

ア 前後の区間又は過去の時点におけるデータと比べて著しく値が異なるデータを除去することなどにより、データ収集機器の誤作動等による影響を最小限のものとする。

イ 一定台数以上の走行車両を測定対象とするとともに、一定周期ごとのデータの平均値又は代表値を算出することなどにより、車両間の速度差、信号による停止時間の長短等による測定値のばらつきを平準化すること。

ウ おおむね5分ごとを目安として、提供情報に係る道路における交通の状況が変動する速さに適した間隔で情報を定期的に更新すること。

## (2) 作成日時等の明示

事業者は、利用者が提供情報の正確性等を的確に判断することができるようにするため、必要に応じ、情報提供の都度又はあらかじめ、画面表示、書面その他の方法により、次に掲げる事項を利用者に知らせること。

- ア 情報を作成し又は更新した日時
- イ データの収集者及びその方法
- ウ 情報の作成者及びその方法

## 2 検証

### (1) 検証の実施

事業者は、動的交通情報の正確性を確保するため、提供情報を実測値と照合するなどして常にその正確性を検証し、必要があると認めるときは、情報の作成方法等を改善すること。また、次に掲げる動的交通情報を作成する場合には、検証の実施について特に配慮すること。

- ア カメラ映像の観察、運転者からの報告の聴取その他の人為的手段により収集されたデータに基づき作成する情報
- イ 最新のデータが収集されていない区間における過去又は現在の状況を推定して作成する情報
- ウ 予測交通情報

### (2) 国家公安委員会による検証

事業者は、国家公安委員会に対し、自らが作成した動的交通情報を提出し、当該情報の正確性を検証し、及びその結果を通知するよう求めることができる。

### (3) 検証結果の公表

国家公安委員会は、事業者による正確かつ適切な情報の提供に資するため、事業者が提供する動的交通情報の正確性を検証し、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

### (4) 記録の保存

事業者は、道路交通の状況の季節的変動を踏まえた検証を行うために必要な範囲内において、作成した動的交通情報の記録を情報作成後1年間以上保存すること。ただし、その保存が著しく困難である場合は、この限りではない。

### 3 渋滞情報

#### (1) 情報の内容

事業者は、渋滞情報を作成するときは、利用者がその内容を的確に把握することができるようにするため、原則として、情報の内容に次に掲げる事項を盛り込むこと。

- ア 日時、曜日等
- イ 路線及び方向
- ウ 始点及び長さ
- エ 交通の混雑の有無及び程度
- オ その他必要な事項

#### (2) 混雑の程度の基準

事業者は、原則として当該区間を通行する自動車の旅行速度により混雑の有無及び程度を判断することとし、その程度を数値によって表現しない場合には、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる程度に交通が滞っていることを「混雑」と、同表の右欄に掲げる程度に交通が滞っていることを「渋滞」と表現すること。

なお、この基準は、当該道路の存する地域の交通の状況に応じて変更することができる。

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

#### (3) 混雑の原因の把握

事業者は、渋滞情報を作成するときは、第2章1(1)ウに掲げるデータその他のデータにより、混雑が交通事故、路上工事その他特別な事情により生じたものであるかどうかを把握するよう努めるとともに、このような事情により生じたものであると認められる場合には、その旨を利用者に知らせること。

#### (4) データ欠損区間の取扱い

事業者は、最新のデータが収集されていない区間における過去又は現在の状況を表す渋滞情報を推定して作成しようとするときは、次に掲げる事項を

遵守すること。ただし、この場合においては、必要に応じ、情報提供の都度又はあらかじめ、画面表示、書面その他の方法により、当該情報が推定して作成された情報である旨及び推定の方法を利用者に知らせること。

ア 前後の区間又は周辺の地域における交通の混雑の状態から合理的に推定すること。

イ 過去における交通の混雑の状態から合理的に推定すること。

#### 4 旅行時間情報

##### (1) 情報の内容

事業者は、旅行時間情報を作成するときは、利用者がその内容を的確に把握することができるようにするため、原則として、情報の内容に次に掲げる事項を盛り込むこと。

ア 日時、曜日等

イ 路線及び方向

ウ 始点及び終点

エ 終点までに複数の経路がある場合には、経由する地点又は路線

オ 終点に到達するまでに要する時間又は到達する時刻

カ その他必要な事項

##### (2) 右左折に要する時間の加味

事業者は、道路の区間ごとに収集されたデータを合算して旅行時間情報を作成するときは、交差点において右左折の際に加減速をし、又は停止するために要する時間を加味すること。当該旅行時間情報に基づき目的地まで最短の時間で到達することのできる経路を指示するときも、同様とする。

##### (3) 最高速度違反の防止

事業者は、最高速度違反となる速度で走行しなければ目的地まで到達することが困難であるような著しく短い旅行時間情報を作成しないこと。

##### (4) 混雑の原因の把握

事業者は、旅行時間情報を作成するときは、第2章1(1)ウに掲げるデータその他のデータにより、交通事故、路上工事その他特別な事情により平素と比べて旅行時間が長くなっていないかどうかを把握するよう努めるとともに、このような事情により旅行時間が長くなっていると認められる場合には、その旨を利用者に知らせること。

##### (5) データ欠損区間の取扱い

事業者は、最新のデータが収集されていない区間における過去又は現在の状況を表す旅行時間情報を推定して作成しようとするときは、次に掲げる事項を遵守すること。ただし、この場合においては、必要に応じ、情報提供の都度又はあらかじめ、画面表示、書面その他の方法により、当該情報が推定して作成された情報である旨及び推定の方法を利用者に知らせること。

ア 前後の区間又は周辺の地域における交通の混雑の状態から合理的に推定すること。

イ 過去における交通の混雑の状態から合理的に推定すること。

## 5 経路誘導情報

### (1) 誘導を禁止する道路

事業者は、次に掲げる道路に車両を誘導するような情報を提供しないこと。

ア 交通規制により通行が禁止され、又は進入が禁止されている道路

イ 車道の幅員が5.5メートル未満の道路その他歩行者の通行の安全を確保するため通過交通量の増加を抑制することが必要と認められる道路（目的地が当該道路に面している場合その他当該道路を通行するやむを得ない事情がある場合を除く。）

ウ 災害、交通事故その他の突発的な事象に起因して著しい混雑が生じている道路

### (2) 関連情報の把握

事業者は、(1)の規定に従って情報を提供することができるようにするため、情報を提供しようとする区間又は地点における交通規制の状況その他の関連情報を把握すること。

### (3) 客観性の確保

事業者は、混雑の解消、集客等のために特定の区間又は地点に車両を誘導し、又は誘導しないことを目的として、故意に、事実と反する情報を提供し、又は提供することのできる情報の提供を中止しないこと。

## 第4章 情報の提供

### 1 車載装置等における情報の表示

法第71条第5号の5に規定する画像表示用装置、無線通信装置その他の装置（以下「車載装置等」という。）を介して運転者に交通情報を提供しようとする事業者（以下「車載装置情報提供事業者」という。）は、情報を分かりや

すく、読み取りやすいものとするため、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 短縮、略称等

表示画面の面積が狭いとき、正規の名称、表記等を用いるとかえってその意味が分かりにくいとき等においては、地点、路線等の名称、表記等を適切に短縮し、又は適当な略称若しくは通称を用いること。

(2) 記号

道路地図上で文字による情報が他の情報に紛れて読み取りにくいとき、情報を短時間のうちに理解させる必要があるとき等においては、施設、交通規制、発生事象等の種類等を表す記号を用いること。

(3) 簡易図形

道路地図を詳細にわたって表示したり、正確な縮尺により表示するとかえって経路、現在位置等を読み取りにくいとき等においては、道路の交差の状況、距離等について誤解が生じないように配慮しつつ、道路地図を簡略化して表示すること。

(4) 色彩による区別

道路地図上で混雑している道路、経路となる道路等が判別しにくいとき等においては、色彩を区別することによって情報を表示すること。

なお、その場合には、次に掲げる基準に従うこと。

ア 道路の混雑又は渋滞を表示するときは、だいたい色、赤色又はこれらに類似する色彩を用いること。

イ 高速自動車国道等とその他の道路を異なる色彩を用いて区別すること。

2 走行中の運転者への情報提供

車載装置情報提供事業者は、車載装置等の操作、提供情報の読取り等が安全な運転を妨げることのないようにするため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 操作性

ア 車載装置等の取付け

車載装置等の操作部を、ハンドル、ブレーキその他の操縦装置を確実に操作するために保つべき運転姿勢を崩すことなく触れることのできるような位置に取り付けられるようにすること。

イ 複雑な操作の制限

自動車走行中に用いることが想定される機能については、複雑な操作を



要しないようにするとともに、複雑な操作を要する機能については、自動車走行中に用いることができないようにすること。

## (2) 視認性

### ア 車載装置等の取付け

車載装置等の画面を、運転のために必要な視界を妨げず、かつ、画面を見るための視線の移動が必要最小限となるような位置に取り付けられるようにすること。

### イ 画面表示

運転者が提供情報に過度に気を取られることによって交通の危険を生じさせないようにするため、自動車走行中には、次に掲げる情報を車載装置等の画面上において提供しないこと。

(ア) 注視（おおむね2秒を超えて画面を見続けることをいう。）をすることなく読み取ることのできない複雑かつ多量な交通情報

(イ) テレビジョン放送、DVD-ROMの再生等により表示される動画（内容を読み取りやすくするため画面の全部又は一部を可動させている交通情報及び安全な運転を支援するため撮影している車両の周囲の画像を除く。）

(ウ) 広告その他自動車の運転に必要なではない情報

### ウ 音声による情報提供

運転者が車載装置等の画面を見なくとも自動車走行中に必要な情報が得られるようにするため、車載装置等に音声による情報提供を行う機能を付加するよう努めること。

## (3) 情報提供の時期

右左折、進路変更、一時停止その他の運転を促す情報を提供するときは、車両が当該運転をするべき地点に到達する直前その他安全な運転を妨げるような時期に情報を提供しないこと。

## (4) 事業者間の連携

車載装置等の製造又は取付け、提供情報の作成又は送信等が分業されている場合には、各事業者が相互に連携し、(1)から(3)までの規定が遵守されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めること。

## 3 災害及び事故発生時の対応

### (1) 情報提供の優先順位

事業者は、地震、豪雨、豪雪その他の災害及び交通事故その他の事故（以

下「災害等」という。)が発生した場合における運転者の対応を適切なものとするため、次の表に掲げる優先順位に従い、提供する情報の種類を選択すること。

優先順位	情報の種類
1	災害等に伴う道路の通行の禁止その他の交通規制に関する情報
2	交通事故の発生、故障車、落下物等に関する情報
3	渋滞情報、旅行時間情報等
4	上記以外の情報

## (2) 災害等関連情報の優先

事業者は、(1)に掲げるもののほか、災害等の発生に伴い行政機関から関連する情報が提供された場合には、当該情報を優先して提供すること。

## 第5章 特定交通情報提供事業に関する特則

### 1 通則

法第109条の3第1項に規定する特定交通情報提供事業を行う者(以下「特定交通情報提供事業者」という。)及び特定交通情報提供事業者から提供された予測交通情報を提供しようとする事業者は、当該情報が未だ実現していない事象を表すものであること、長期間にわたり提供されるときにはより多数の者に影響を及ぼすこと等にかんがみ、正確性及び適切性の確保について特に配慮すること。

### 2 予測交通情報の作成

特定交通情報提供事業者は、十分な予測精度を確保するため、原則として、データ収集機器等により収集された正確な道路交通に関するデータに適切な演算処理等を加えることにより予測交通情報を作成すること。

### 3 再加工の禁止

特定交通情報提供事業者は、原則として、予測交通情報を更に加工して別の予測交通情報を作成しないこと。

### 4 過去のデータの利用

特定交通情報提供事業者は、予測交通情報を作成するため過去の道路交通に関するデータを用いるときは、予測をしようとする時点と道路の混雑及びその変動の状況が類似していると考えられる曜日又は時間帯、天候等におけるデー

タを用いること。

#### 5 交通シミュレーションの利用

特定交通情報提供事業者は、予測交通情報を作成するため交通シミュレーションを用いるときは、予測の対象とする道路網の規模、道路交通の状況等に適したモデルを用いること。

#### 6 行事予定等の確認

特定交通情報提供事業者は、予測交通情報を作成するときは、予測をしようとする時点において交通流に大きな変動を生じさせるおそれのある行事、道路工事等が行われる予定がないかどうかを確認すること。

#### 7 困難な予測の制限

特定交通情報提供事業者は、第3章2(1)に掲げた方法により常に予測精度の検証を行うとともに、正確な予測が極めて困難であると認められた条件の下においては、予測交通情報を作成し、又は提供しないこと。

#### 8 過去又は現在の状況を表す情報との区別

事業者は、利用者の混乱を防止するため、過去又は現在の道路交通に関するデータに何ら加工を施すことなく作成した交通情報を予測交通情報であると称して提供しないこと。

#### 9 予測交通情報であること等の明示

予測交通情報を提供しようとする事業者は、利用者が提供情報の正確性等を的確に判断することができるようにするため、必要に応じ、情報提供の都度又はあらかじめ、画面表示、書面その他の方法により、第3章1(2)に掲げるもののほか、次に掲げる事項を利用者に知らせること。

ア 将来の状況を予測して作成された情報である旨

イ 予測の方法及び精度

#### 10 交通流の集中の防止

予測交通情報を提供しようとする事業者は、混雑する区間又は時間帯に関する情報を多数の者に提供するときは、別の区間又は時間帯に交通流の過度な集中をもたらすことのないよう配慮すること。

### 第6章 その他

### 1 交通安全等に関する知識の習得

事業者は、交通情報を提供する事業に従事する者に対し、道路交通の現状及び交通事故の実態、自動車、道路及び道路交通に関する法令の知識その他の道路交通の安全及び円滑の確保に関する知識を習得させるよう努めること。

### 2 情報システムの安全性の確保

情報システムを利用して交通情報の提供を行う事業者は、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）に従い、当該情報システムに関する犯罪、不正行為、災害等による被害を未然に防止し、又は最小限に抑えるために必要な対策を講じること。

### 3 苦情の通報

事業者は、交通情報の提供について苦情があったときは、必要に応じて、当該苦情の内容及びその処理状況を関係行政機関に通報すること。

## 附 則

### 1 施行期日

この告示は、平成14年6月1日から施行する。ただし、第3章2（2）及び（3）の規定は、平成15年4月1日から施行する。

### 2 検討

この指針に定める事項については、この告示の施行後における事業の実態、技術水準の状況等を勘案して検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。